

令和6年度  
横浜市介護予防交流拠点整備事業  
の手引き



※写真は、平成27年度に本補助金を活用して整備した泉区コミュニティだんだんの様子です。

— 令和5年11月 —

横浜市健康福祉局地域包括ケア推進課

## ～ 目 次 ～

1	介護予防交流拠点整備事業の概要	1
	（1）事業内容	1
	（2）事業の背景・目的	1
	（3）根拠法令	2
2	補助対象となる活動と補助金額について	2
	（1）補助内容	2
3	応募条件について	3
	（1）整備・運営事業者が満たすべき要件	3
	（2）事業計画が満たすべき要件	3
	（3）その他	4
4	応募について	4
	（1）応募期間	4
	（2）事前相談	4
	（3）提出書類一覧	5
	（4）提出場所	6
	（5）応募に際しての注意事項	6
5	事業の流れについて	7
	（1）相談・応募	7
	（2）事業計画書の送付	7
	（3）区意見書の提出	7
	（4）審査・選定（令和6年2月頃）	7
	（5）補助金交付申請（令和6年4月頃）	7
	（6）県への申請（令和6年4月頃）	7
	（7）神奈川県での選考、交付決定（令和6年5月～9月頃）	8
	（8）建築確認申請・設計審査・施工業者選定(金額により入札又は見積合わせ)・契約	8
	（9）着工～工事完了（～令和7年3月）	9
	（10）実績報告	9
	（11）補助金交付	9
	（12）拠点運営	9
	（13）消費税等に係る仕入控除税額の報告（令和7年7月頃）	9
6	その他（注意事項）	10
	（1）介護予防交流拠点の設置に伴う近隣住民への事前説明について	10
	（2）事業計画の変更について	10

(3) 県の予算審査（令和6年3月下旬頃）との関係について .....	10
(4) 地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金について .....	10
(5) 財産の管理について .....	10
7 スケジュール（予定） .....	11
【参考】介護予防交流拠点整備事業の実績 ※平成28年度までは「地域福祉・交流拠点整備事業」の実績 .....	12
【参考】審査（評価）基準 .....	13
【参考】建築等に関するお問合せ先 .....	14
■ 各区役所高齢・障害支援課 お問合せ先 .....	14
■ 事業全体の問合せ先 .....	15

---

---

## 1 介護予防交流拠点整備事業の概要

---

---

### (1) 事業内容

#### ア 趣旨

「介護予防交流拠点整備事業」は、介護予防や、健康の維持増進、閉じこもりを防止することを目的に高齢者が集うサロン等の整備を支援し、介護予防・生活支援につながる活動の推進を図ることを目的としており、商店街や駅前等の空き店舗等を活用した拠点を整備する際の施設整備費に対する補助事業です。

#### イ 本補助事業で整備した施設で実施する事業の内容

##### (ア) 高齢者が要介護状態になること及び状態が悪化することを予防するための事業

自宅に閉じこもりがちな高齢者に、趣味の活動等を通じて、生きがいのある活動を持続けていただくための支援等

##### (イ) 高齢者の健康増進のための事業

身体機能を維持するための筋力向上トレーニングやパソコン等での認知症予防プログラムの実施等

##### (ウ) 介護知識や介護方法の普及を図る事業

家族介護教室の開催等を通じて、家族介護者等への介護実習や高齢者と小中学生等の世代間交流を行うための多様な通いの場や地域住民同士の交流等

##### (エ) その他

高齢者が活動する場を提供することを通じて閉じこもりを防止する等

### (2) 事業の背景・目的

介護予防交流拠点整備事業は、地域全体での健康づくり・介護予防に取り組むことができ、高齢者が地域の中でつながりながら、健康で生きがいのある活動的な生活が送れるような地域づくりを目指すものです。

- ・平成22年度 「地域福祉・交流拠点モデル整備事業」開始（企画課）
- ・平成25年11月 「高齢者の住まい等モデル事業評価と今後のあり方検討」実施
- ・平成26年4月 「地域福祉・交流拠点整備事業」として事業化（福祉保健課）
- ・平成29年度 「介護予防交流拠点整備事業」として事業転換（高齢在宅支援課）
- ・平成30年度 所管課が、地域包括ケア推進課へ変更


※ 令和5年4月現在、12か所の拠点が整備されています。

### (3) 根拠法令

- ・神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱
- ・横浜市介護予防交流拠点整備費補助金交付要綱
- ・横浜市介護予防交流拠点整備事業整備計画選考要領

## 2 補助対象となる活動と補助金額について

### (1) 補助内容

補助対象者	介護予防交流拠点を整備するNPO法人、社会福祉法人、株式会社等
補助対象	<p>施設整備費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・工事費又は工事請負費 (門、柵、塀などの外溝工事に要する費用を除きます。) (スプリンクラー設置は対象となります。)</li><li>・工事事務費（工事施工のため直接必要な旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等の事務費であって、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額以内の額とします。）</li></ul> <p>※補助対象外：設計費、耐震診断費、整備後の運営費（人件費、家賃等）</p> <p>※併設施設があり、設計上、補助対象外工事費を個別に拾い出すことが困難な場合は、補助対象施設と併設施設の面積案分から対象外工事費を算出します。 (例：共用スペース等)</p> 
補助金上限額	<p>原則、971万円（補助率10分の10）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>※ただし、一部の介護施設等と合築・併設した場合は、上限が1,019万6千円となる場合があります。</li><li>※補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</li><li>※事前に、区内の消防署に出向き、消防法令のスプリンクラーの設置義務を確認してください。</li></ul>

### 3 応募条件について

#### (1) 整備・運営事業者が満たすべき要件

応募資格を有する団体は、次のア～カの条件全てに該当する法人又は任意団体とします。

ア 横浜市内に事務所・事業所を設置する法人格（NPO法人、社会福祉法人、株式会社等）を有する団体であること。

※ 任意団体・組織としての活動実績があり、本事業の実施までに法人格を取得する見込みの団体を含みます。

イ 保健・医療・福祉・介護等の分野の事業実績を有する団体であること。

ウ 過去に当事業に選定され、整備が完了しなかった事業及びそれに係る事業者でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で定める、暴力団に該当しないこと。また、代表者及び役員が暴力団員に該当しないこと。

※ 横浜市から、神奈川県警察本部へ照会を行います。

オ 市税を滞納していないこと。

カ 宗教、政治又は選挙活動を主たる目的とした団体でないこと。

#### (2) 事業計画が満たすべき要件

ア 介護予防・重度化予防や、高齢者の生きがい活動や健康づくりについての視点が盛り込まれた計画であること。

※ 1 (1) イ「本補助事業で整備した施設で実施する事業の内容」を参照

※ 拠点内で別の性質の事業を実施する場合には、面積や実施日等で按分したうえで補助対象経費を算出することがあります。

イ 準備・運営協議会（地域代表者等が参加した協議会）を設置する等地域のニーズ、意見を反映させるための場を（定期的に）設けること。

ウ 運営の継続性を担保するため、次の要件を満たしていること。

a 直近3年の法人の財務状況が健全であること。

b 運営費が確実に確保できる事業を計画すること。

※ 介護予防交流拠点整備事業としての運営費補助はありませんが、一定の条件を満たすことで、総合事業の介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）を活用できる可能性があります。

エ 10年以上継続して事業実施が可能と見込まれる事業計画であること。

オ 「都市計画法」、「建築基準法」、「消防法」等の関連法規及び「街づくり協議地区における協議内容」等を遵守した整備計画であること。

カ 整備対象の物件が、昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工され、検査済証を取得した建築物であること（検査済証と同等の建築関係法令適合状況を証明できる場合を含む）。又は、耐震診断を実施し耐震性が確保されている建物であること（申請する整備計画により耐震補強工事を行う場合を含む）

キ 整備後の建築物が利用者の安全に配慮した仕様となっていること。

※ 横浜市福祉のまちづくり条例及びバリアフリー法に関する協議が必要となります。協議には概ね1か月かかることが見込まれますので、ご注意ください。

ク 交付決定日までに事業実施又は事業完了がされていないこと。

ケ 令和6年度中に整備が完了する計画であること。

コ この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国、県及び市の負担又は補助を受けてはならないこと。

### (3) その他

ア 整備後に運営状況等の報告を定期的に行うこと。

イ 区局が取り組む事業等市政に関して協力するよう努めること。

《補助対象外となる事業計画》

- ・宗教、政治又は選挙活動を目的とした計画
- ・特定の個人のみが利益を受ける計画
- ・公序良俗に反する計画

---

---

## 4 応募について

---

---

### (1) 応募期間

令和5年11月6日（月）～令和5年12月22日（金）

### (2) 事前相談

本事業への応募を検討する場合、なるべく早い段階で、必ず、区高齢・障害支援課へご相談ください。事業計画が本事業の目的や要件に合致しているかを確認します。

### (3) 提出書類一覧

#### 提出書類一覧

- この一覧表を、提出書類の先頭に綴じて下さい。
- 提出の際は、フラットファイル等にとじ込み、様式番号の**インデックス**を付けて下さい。
- 書類は、データでも提出してください。(事業計画書、別紙…Excelデータ 添付資料…PDFデータ)
- チェック欄は提出時に窓口で使用しますので、記入しないでください。

#### 1 事業計画書

様式番号	◆様式名	区チェック欄
事業計画書	事業計画書	<input type="checkbox"/>
別紙1	事業運営実績について	<input type="checkbox"/>
別紙2	事業所の管理予定者の経歴書	<input type="checkbox"/>
別紙3	土地利用・建築に係る関係機関との協議状況について	<input type="checkbox"/>
別紙4-1	資金計画について	<input type="checkbox"/>
別紙4-2	収支予算書	<input type="checkbox"/>
別紙4-3	長期(10年)収支計画書	<input type="checkbox"/>
別紙5	事業計画段階における地域との検討状況	<input type="checkbox"/>

#### 2 添付資料一覧表

以下の資料を事業計画書様式の後に添付してください。

インデックス番号	◆1 事業計画の先進性に関する事項	区チェック欄
1-1	本事業の先進性や社会への波及効果を示した資料(様式は問いません) <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のどのようなニーズに対応しているのか</li> <li>・本市の政策課題解決に向けてどのような効果が見込まれるのか</li> <li>・全市的、全国的な波及効果や発信力について</li> </ul> 等の観点から、本事業計画の先進性について検証してください。	<input type="checkbox"/>
1-2	拠点で実施する事業の概要を示した資料(様式は問いません)	<input type="checkbox"/>
<b>◆2 事業主体の実績・財務状況に関する事項</b>		
2-1	定款	<input type="checkbox"/>
2-2	法人登記簿謄本 ※認可地縁団体の場合は、市町村長が交付する証明書	<input type="checkbox"/>
2-3	法人の事業概要を記載した資料(会社案内・パンフレット等)	<input type="checkbox"/>
2-4	直近3か年間の決算報告書(貸借対照表、損益計算書、財産目録)	<input type="checkbox"/>
2-5	会計監査人に係る契約書又は会計監査方法に関する資料	<input type="checkbox"/>
2-6	既存事業(介護・医療事業)に係る関係行政庁の監査及び指導状況等(直近3か年。様式は問いません) ※口頭での指導等があった場合は、指導等内容及び改善状況をまとめてください(様式は問いません)。	<input type="checkbox"/>
<b>◆3 立地条件に関する事項</b>		
3-1	案内図(縮尺「1:10,000」程度のもの;設置(予定)地が中心となるようにしてください。)	<input type="checkbox"/>
3-2	土地登記簿謄本(要約書では不可)	<input type="checkbox"/>
3-3	都市計画法、農地法等の土地利用規制に係る法令の適用状況を記載した資料(i-マップ)	<input type="checkbox"/>
3-4	現況写真 ※設置予定地を周囲4方向から撮影したもので、周囲の雰囲気(前面道路、隣接建物との関係など)がわかるよう、撮影してください。	<input type="checkbox"/>
3-5	土地売買契約書、土地賃貸契約書、土地売買契約等に関する合意書など	<input type="checkbox"/>
<b>◆4 建物に関する事項</b>		
4-1	計画図面(建物配置図、各階平面図、立面図、各室別面積表、居室内配置図)	<input type="checkbox"/>
4-2	建築基準法、消防法等による避難設備、消防設備を記載した資料	<input type="checkbox"/>
4-3	建築確認通知書・検査済証、建物登記簿謄本	<input type="checkbox"/>
4-4	建物売買契約書、建物賃貸借契約書、建物売買契約に関する合意書等 ※賃貸借物件の場合は、工事を実施することについての貸主との合意書等を提出してください。	<input type="checkbox"/>
4-5	工事工程表(様式自由。工事種別ごとに表してください)	<input type="checkbox"/>
4-6	工事見積書	<input type="checkbox"/>
<b>◆5 事業収支計画等に関する事項(該当がある場合のみ)</b>		
5-1	(自己資金がある場合)預金残高証明書(通帳等銀行の預金残高(通帳のコピー可)がわかるもの)	<input type="checkbox"/>
5-2	(寄付金がある場合)寄付の決定を記したもの(法人最高意志決定機関の議事録、念書等)	<input type="checkbox"/>
5-3	(出資金がある場合)出資の決定を記したもの(法人最高意志決定機関の議事録、念書等)	<input type="checkbox"/>
5-3	(金融機関から融資を受ける場合)借入金償還計画	<input type="checkbox"/>
5-4	(金融機関から融資を受ける場合)金融機関の融資証明	<input type="checkbox"/>
5-5	運営費を併設施設や事業者主体から補てんする場合、その旨を記した書類(様式は問いません)	<input type="checkbox"/>



## (4) 提出場所

事業計画書は拠点を整備する区の高齢・障害支援課で受付を行います。(詳細は、P.14)

※ 郵送での提出はできません。

事業計画書提出時は事前に電話で区役所に連絡をしてください。

※ 事業計画書（添付資料含む）は、データでも提出していただけます。

データの提出先：[kf-zai-hojyo@city.yokohama.jp](mailto:kf-zai-hojyo@city.yokohama.jp)

問合せ先は次のとおりです。

【健康福祉局地域包括ケア推進課】Tel.045-671-3464

- ・事業全般に関すること
- ・提出書類の書き方、添付資料に関すること
- ・選定に関すること、選定後の進め方に関すること

【各区役所】

- ・事業予定周辺地域の情報、地域ニーズ等に関すること

## (5) 応募に際しての注意事項

ア 相談、提出は、区役所開庁時間内（平日8時45分～17時）にお願いします。事前にご連絡の上、日時のお約束をお願いします。

イ 提出書類は、A4版フラットファイルに綴じ、項目ごとにインデックスをつけたものを2部ご用意ください。

ウ 締切日を過ぎての資料の追加提出は、原則お受けできません。

エ 提出された事業計画書及び添付資料は返却できません。

オ 事業計画書作成に伴う費用は、全額申請者の負担となります。

カ 選定された事業計画は、選定結果、計画概要等を市ホームページ等で公開する場合があります。ご了承ください。

---

## 5 事業の流れについて

---

### (1) 相談・応募

P.4～6「4 応募について」のとおり

### (2) 事業計画書の送付

区役所は、受領した事業計画書2部のうち1部を速やかに健康福祉局へ送付します。  
もう1部は区の控えとします。

### (3) 区意見書の提出

区役所は、受け付けた事業計画に対する意見書を作成のうえ、健康福祉局に提出します。  
※詳細は、事業計画書の受領連絡とあわせてお知らせします。

### (4) 審査・選定（令和6年2月頃）

横浜市健康福祉局に設置する「介護予防交流拠点整備事業計画選考委員会（区役所も同席）」において審査・選考を行います。  
選考までに応募団体にヒアリング等をさせていただくことがありますので、ご協力ください。  
選考結果については、3月頃を目途に通知します。

### (5) 補助金交付申請（令和6年4月頃）

「横浜市介護予防交流拠点整備費補助金交付要綱（以下、交付要綱）」第1号様式により交付申請書を作成し、提出します。  
図面（配置図、平面図）、工事工程表、工事請負契約書又は見積書の添付が必要です。

### (6) 県への申請（令和6年4月頃）

神奈川県「地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金」対象事業として、横浜市から県に申請を行います。市の選考を通過した場合でも、県の選考で承認されない場合は、補助金の交付はできません。

## (7) 神奈川県での選考、交付決定（令和6年5月～9月頃）

県の選考を経て、補助金の交付が決まったら、交付決定通知書を横浜市から団体へ送付します。

## (8) 建築確認申請・設計審査・施工業者選定(金額により入札又は見積合わせ)・契約

事業計画が選定された後は、「民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」に基づいて、設計審査、施工業者等の選定を行ってください。

「契約の手引き」に基づき、工事金額が250万円以上1,000万円以下の場合は、市内事業者の中から選定した対象事業者3者以上による見積合わせを行ってください。工事金額が1,000万円以上1億円未満の場合は、市内事業者の中から選定した対象事業者8者以上による指名競争入札（予定価格が1億円以上の場合は一般競争入札）を行ってください。

※参考：健康福祉局監査課発行「施設整備監査の手引き」「契約の手引き」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/shakaifukushi/20150205151135.html>

<主な手続き> 工事金額が250万円超1,000万円以下の場合

### ア 見積業者選定

法人理事会等で見積徴収を行う事業者を決定します。見積りを徴収する事業者は、横浜市内に所在地のある3者とします。

### イ 見積徴収

選定した事業者から見積りを徴収します。

### ウ 落札結果の報告

入札顛末書等を作成し、アの法人理事会議事録及び各業者の見積書を添付して、横浜市に提出します。

### エ 着工届出書

工事契約締結後、着工する前に、着工届出書を横浜市に提出します。

<その他の手続き>

### ア 建築確認申請

拠点を整備する地域や施設規模によって、建築確認申請が必要になりますので、事前に横浜市建築局建築指導課に相談してください。

### イ 設計審査

工事の予定価格が1,000万円を超える場合は、設計審査が必要になります。

## **(9) 着工～工事完了（～令和7年3月）**

### **ア 完了届**

工事完了後、速やかに工事完了届を横浜市に提出します。完了届には、現況写真及び完成図面を添付します。

### **イ 完了検査**

完了検査は、工事の規模に応じて、実施します。工事完了日が確定次第、日程調整を行いますので、事業者は、健康福祉局地域包括ケア推進課までご連絡ください。

※ 日程調整は早めに行うようお願いします。

## **(10) 実績報告**

交付要綱第8号様式により事業の実績を報告します。内容確認後、健康福祉局地域包括ケア推進課から補助金交付確定通知書（交付要綱第9号様式）を交付します。

## **(11) 補助金交付**

補助金額の確定後、請求書を提出いただいたうえで、補助金をお支払いします。

工事施工業者等への支払い後、交付要綱第11号様式により支出報告を行います。

## **(12) 拠点運営**

必要に応じて、横浜市から運営状況についてヒアリング等させていただきますのでご協力ください。

拠点運営に関し、継続的な事業者への指導、助言を区局で連携して行います。

## **(13) 消費税等に係る仕入控除税額の報告（令和7年7月頃）**

本補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額等について、交付要綱第12号様式により市長に報告を行います。なお、消費税及び地方消費税に係る確定申告を行っている場合は、ご報告いただいた内容により、補助金の返還が必要な場合があります。

詳細は、令和7年7月頃を目途に、健康福祉局地域包括ケア推進課からご連絡します。

---

## 6 その他（注意事項）

---

### （１）介護予防交流拠点の設置に伴う近隣住民への事前説明について

介護予防交流拠点の運営には、地域住民等との連携・協力が不可欠です。このため、事業計画の検討の段階から、準備・運営協議会（地域代表者等が参加した協議会）を設置する等地域の意見を反映させるための場を定期的に設けてください。

また、事業計画を横浜市に提出する前に、整備予定地の近隣住民に、介護予防交流拠点の整備について説明し、事業の趣旨や工事による騒音等について十分に理解を得たうえで、事業を進めてください。

### （２）事業計画の変更について

選定された後は、開設時期を次年度以降に延期することや、開設場所を変更することはできません。事業のスケジュールに変更がある場合は、早めにご連絡ください。

整備物件の耐震診断や実施設計審査時の書類不備等で交付決定が遅れることが見受けられますので、ご注意ください。

### （３）県の予算審査（令和６年３月下旬頃）との関係について

本事業は、神奈川県が所管する「地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金」を財源としています。県の予算審査で承認されることが条件であるため、事業化されない場合がありますので、地元説明の際には、その旨を資料等に記載するなど、十分注意して行ってください。また、県の予算審査で承認されなかった場合、横浜市からの補助金の交付はありませんので、その点にも留意のうえ、応募を御検討ください。

### （４）地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金について

現在の上限金額は、令和５年度の地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱に基づく上限額です。神奈川県の前審査により交付額が変更される場合があります。その際は、変更後の額の範囲内で補助金を交付しますので、留意のうえ、応募を御検討ください。

### （５）財産の管理について

本事業により取得し、又は効用の増加した財産を、他の用途に使用等した場合、厚生労働省告示（※）に定める耐用年数等を考慮して、補助金の一部返還を求める場合があります。（10年以上事業を継続した場合であっても、同様に補助金の一部返還を求める場合があります。）

※厚生労働省告示「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」

## 7 スケジュール（予定）

※同一建物内、同一敷地内に介護保険事業所等を併設される場合は、介護保険事業所等の指定申請手続き、協議を進め、事業開始と同時に指定が受けられるようにしてください。

※事業開始が令和7年4月1日以降になる場合は、ご相談ください。

日 程	内 容
令和5年11月6日(月)～ <b>令和5年12月22日(金)</b>	応募開始～相談(ヒアリング/現地確認) <b>応募締切</b>
令和6年2月頃	事業選考(ヒアリング、選考委員会)
4月頃(予定)	神奈川県へ申請
5月～7月頃(予定)	神奈川県での選考、手続き
8月～9月頃(予定)	補助金交付決定
	建築確認申請・設計審査・施工業者選定・契約・着工
令和7年3月末まで	工事完了・検査確認・実績報告
5月	横浜市補助金交付確定、補助金交付
7月頃	消費税等に係る仕入控除税額の報告

**【参考】介護予防交流拠点整備事業の実績** ※平成28年度までは「地域福祉・交流拠点整備事業」の実績

	拠点名（区名）	法人名・拠点所在地	拠点事業内容（併設施設内容）	開所月
1	ミモザ横浜霧が丘 (緑区)	ミモザ株式会社 緑区霧が丘5-25-1	多世代交流サロン ・コミュニティカフェ、サロン、イベント (グループホーム、デイサービス、小規模多機能)	H24.2
2	スマイル藤が丘 (青葉区)	スマイルケア有限会社 青葉区藤が丘1-40-19	多世代交流スペース ・貸館 (デイサービス、小規模多機能)	H24.4
3	コミュニティサロン 「おさん」(南区)	社会福祉法人たすけあい ゆい 南区堀ノ内町2-132	子育て拠点 ・レストラン、サロン ・貸室 ・レンタルボックス	H24.5
4	大場町みんなのいえ わたせハウス (青葉区)	NPO法人ピッピ・ 親子サポートネット 青葉区大場町174-280	多世代サロン ・レストラン、イベント (デイサービス、家庭的保育室)	H25.4
5	ほっとさこんやま (旭区)	NPO法人オールさこんやま 旭区左近山1-31-101	多世代交流拠点 ・レストラン ・貸館 ・レンタルボックス	H26.4
6	ぼかぼかプラザ (瀬谷区)	特定非営利活動法人愛 のささえ 瀬谷区阿久和南4-8-1	多世代交流拠点 ・貸館 ・地場生産品販売 (デイサービス)	H26.7
7	コミュニティだんだん (泉区)	NPO法人だんだんの樹 泉区弥生台26-2	多世代交流サロン ・高齢者生活支援活動、介護予防的事業 ・子育て相談、小中学生補習、親子教育 ・認知症カフェ、認知症サポーター講座、介護相談 ・健康教室、喫茶、野菜作り	H28.2
8	若葉台地域交流 サロンひまわり (旭区)	認定NPO法人若葉台 旭区若葉台3-5-1	多世代交流サロン ・若葉台地区ボランティアセンター事業 ・生活支援サービス事業（見守り・生活支援等） ・障害者支援事業	H28.3
9	南長津田団地集会所 (緑区)	南長津田団地管理組合 法人 緑区長津田町3016-1	多世代交流サロン ・カフェサロン ・コミュニティスペース ・災害時食事供給 ・団地集会所 ・認知症カフェ	H28.5
10	永田みなみ台 ほっとサライ（南区）	NPO法人永田みなみ台 ほっとサライ 南区永田みなみ台2番1 -104号	多世代交流サロン ・交流、憩いの場	H31.4
11	地域コミュニティハウス げんきかい（青葉区）	NPO法人地域コミュニティ ハウスげんきかい 青葉区市ケ尾町1153- 2-207	地域の交流・居場所 健康麻雀、ハマトレ体操、歌声会等	R2.4
12	みんなの広場 福福 (瀬谷区)	NPO法人せや 瀬谷区南台二丁目14-4	地域の交流・居場所 ・高齢者サロン（介護予防・認知症予防） ・子育てサロン（多世代交流）	R4.3

## 【参考】審査（評価）基準

### 整備・運営事業者及び事業計画の適格性

次の項目のうち、不適格となる項目が1項目以上ある事業計画は、選考候補事業としません。

※9、10に関しては、選考時点では不適格でも整備完了までに改善される計画が提示されれば選考に差し支えありません。

	項目
1	法人格がある。（又は、取得見込みである。）
2	過去に選定されたことがあり、整備できなかった事業、事業者でない。
3	申請法人が暴力団ではない。又、代表者又は役員の中に暴力団員がいない。
4	市税を滞納していない。
5	宗教、政治又は選挙活動を主たる目的とした団体でない。
6	「都市計画法」、「建築基準法」、「消防法」等の関連法規及び「街づくり協議地区における協議内容」等を遵守した建物の設置計画である。
7	応募した事業年度内に整備が完了する計画である。
8	10年以上継続して事業実施が可能と見込まれる計画である。
9※	利用者の安全に配慮した仕様となっている。
10※	整備対象の建築物が、昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工され、検査済証を取得した建築物であること（検査済証と同等の建築関係法令適合状況を証明できる場合を含む）。又は、耐震診断を実施し耐震性が確保されている建物であること（申請する整備計画により耐震補強工事を行う場合を含む）。
11	補助対象外となる事業計画でない。

### 整備・運営事業者及び事業計画の評価

次の項目について選考委員会で評価し選考候補事業とします。

	項目
1	介護予防や重度化予防、高齢者の生きがいや健康づくりのための事業実施の視点
2	地域のニーズの反映状況
3	地域との連携状況
4	直近3年の法人の財務状況の健全性
5	計画している収益事業の見込みの妥当性
6	保健・医療・福祉・介護等の分野の事業実績



## 【参考】建築等に関するお問合せ先

内 容	問合せ先	電話番号
道路	道 路 局 維持課 路政課	671-2783 671-2766
建築行為に伴う緑化指導	環境創造局 みどりアップ推進課	671-3946
農地・農業振興地域・ 農業専用地区	環境創造局 北部農政事務所 南部農政事務所	948-2477 866-8491
道路・下水	各区土木事務所	※ 3
水道	水 道 局 お客さまサービスセンター 給水維持課	847-6262 671-3069
建築関係	建 築 局 建築指導部ほか	※ 1
街づくり協議	都市整備局 地域まちづくり課 都心再生課 市街地整備推進課	※ 2
消防	各区消防署	※ 3

※ 1 建築・宅地開発手続の窓口

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/20150209162454.html>

※ 2 都市整備局ホームページを参照

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/suishin/chikutoiawase.html>

※ 3 「横浜市暮らしのガイド」、本市ホームページ等を参照

## ■ 各区役所高齢・障害支援課 お問合せ先

	区役所所在地	電話番号
鶴見区	鶴見区鶴見中央三丁目20番1号	510-1775
神奈川区	神奈川区広台太田町3-8	411-7110
西区	西区中央一丁目5番10号	320-8410
中区	中区日本大通35番地	224-8167
南区	南区浦舟町2-33	341-1139
港南区	港南区港南四丁目2番10号	847-8418
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6328
旭区	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6125
磯子区	磯子区磯子3-5-1	750-2417
金沢区	金沢区泥亀二丁目9番1号	788-7777
港北区	港北区大豆戸町26-1	540-2327
緑区	緑区寺山町118番地	930-2311
青葉区	青葉区市ヶ尾町31番地4	978-2450
都筑区	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2306
戸塚区	戸塚区戸塚町16-17	866-8439
栄区	栄区桂町303-19	894-8415
泉区	泉区和泉中央北五丁目1番1号	800-2434
瀬谷区	瀬谷区二ツ橋町190番地	367-5716

## ■ 事業全体の問合せ先

横浜市 健康福祉局 地域包括ケア推進課

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

TEL：671-3464

FAX：550-4096

E-mail：[kf-zai-hojyo@city.yokohama.jp](mailto:kf-zai-hojyo@city.yokohama.jp)